

岐阜県立斐太高等学校 いじめ防止基本方針

令和3年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

法【第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをい

- ・本校は、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」という認識の下、危機感をもって未然防止に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目するとともにいじめに該当するか否かを判断し、早期発見・早期対応並びに重大事態に真摯に対処する。

(2) いじめの具体的な態様

本校は、以下のものをいじめの具体的な態様として捉える。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ、集団による無視
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

◆その他すべての心理的又は物理的な人権侵害行為をいじめとして捉える。

(3) 学校の基本姿勢

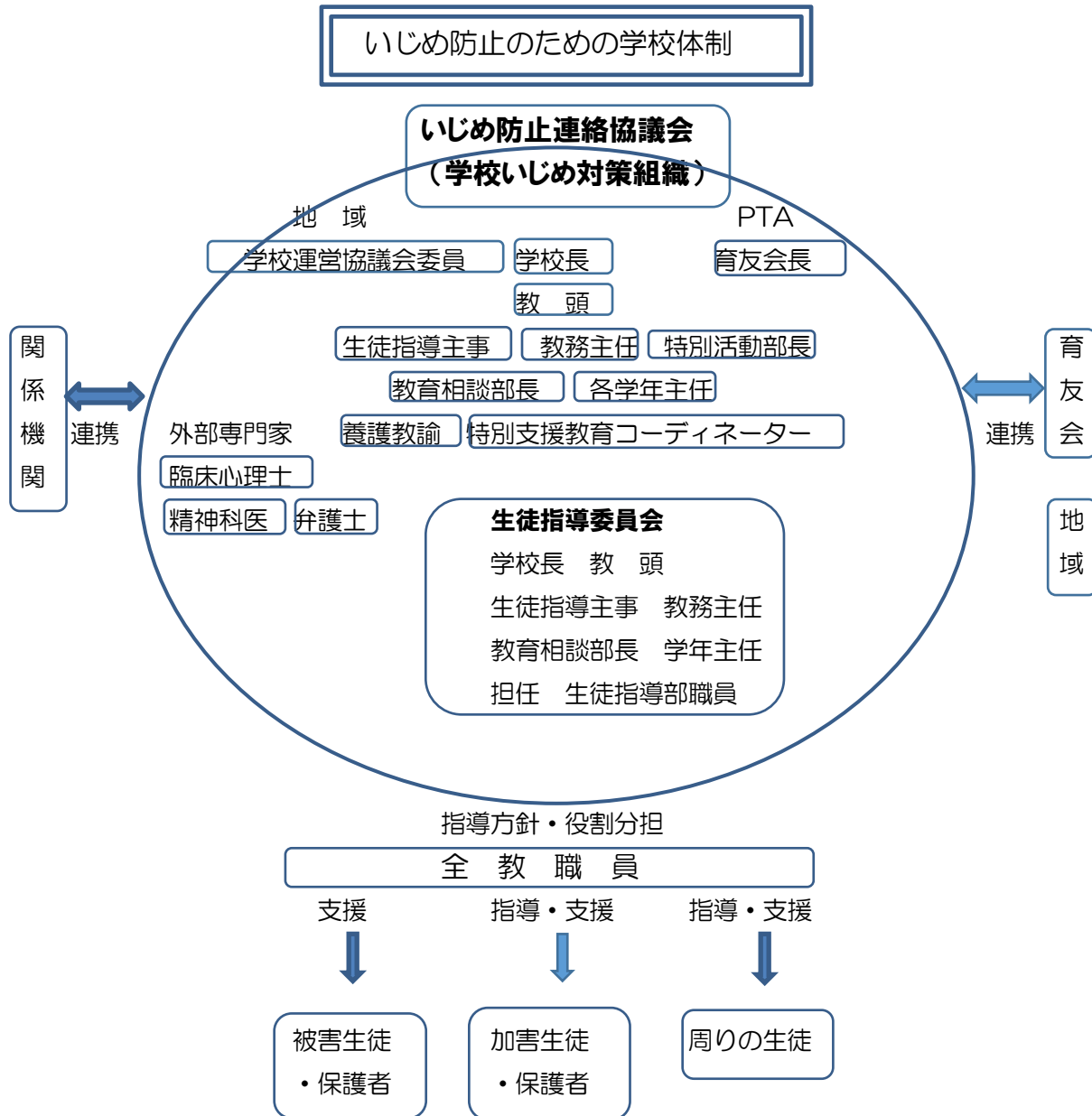
- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題として捉え、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・すべての教育活動を通して、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- ・いじめ問題は解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導や支援を行う。
- ・いじめ防止基本方針に基づき、取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価結果を踏まえて取組の改善を図る。
- ・学校の教育活動全般を通じて、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を提供し、自己有用感を高められるように努める。

2 いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法【第22条】

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。



3 いじめ問題発生時の対処（事案対処マニュアル）

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

教職員は、いじめを発見し又は相談を受けた場合には、速やかにいじめに対応する組織に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

[対応する組織]

- ・学校いじめ対策組織、生徒指導部(教育相談担当を含む)及び生徒指導委員会、学年会

※生徒指導委員会の構成員は、管理職、教務部長、生徒指導部長、当該生徒の担任・学年主任・部顧問等とする。

※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。

[対応手順]

- ・被害生徒、加害生徒の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聴き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・保護者への説明（事実関係、支援・指導方針、具体的な支援・指導方針）
- ・被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・加害生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・県教委への連絡と経過説明（学校長が責任をもって県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消は、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になる。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

[対応手順]

- ・速やかに、いじめ対策検討会議を開催する。
必要な場合には専門的な第三者を加えるものとする。
※構成員は、重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、公平性、中立性の保持に努める。
※第三者の派遣については、県の施策「スペシャリストサポート事業」を活用する。
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体によるものかの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめの解消とは次の2つを満たすものとする。

① いじめにかかる行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為が、相当期間止んでいる状態であること（少なくとも3ヶ月を目安とする）

② 被害生徒が苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。また、事案に応じて外部専門家による確認を行うなど適切に対応する。

4 情報等の取扱い

(1) 資料（個人調査データ）の保管について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害生徒やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の原本一次資料（※個人調査データ：心理検査、いじめ調査（記名あり）、迷惑調査（記名あ

り等)は、生徒の在籍期間中は必ず保管する。また、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は指導要録との並びで5年間保管する。

(2)心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。

策定日 平成26年4月1日

改訂日 平成29年9月26日

令和3年度 いじめ対応フロー図 岐阜県立斐太高等学校

